規　則

○国家公安委員会規則第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国家公安委員会委員長　武田　良太

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

一　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

四　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

五　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）

六　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）

七　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。